「介護保険指定　0174701201」

ロータス音更（介護予防）短期入所生活介護事業所

運　営　規　程

社会福祉法人　手稲ロータス会

ロータス音更（介護予防）短期入所生活介護事業所運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人手稲ロータス会が開設するロータス音更短期入所生活介護事業所及びロータス音更介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を自立支援の観点から効果的、効率的にサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の従業者は、要介護者又は要支援者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、各ユニットにおいて入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

２　要支援状態にある利用者には介護予防の観点から自立支援を目指し、効果的、効率的に介護予防サービスの提供を図るものとする。

３　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　ア　ロータス音更短期入所生活介護事業所
　　　　　　　イ　ロータス音更介護予防短期入所生活介護事業所

（２）所在地　河東郡音更町中鈴蘭元町２番地９
　　　　　　　（介護老人福祉施設ロータス音更内）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。（指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護を兼務）

（１）管理者　　　　１名　兼務
　　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）生活相談員　　２名（常勤職員２名）
　　　　　　　　　　（兼務職員　１名　生活相談員　併設事業所兼務）
　　生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービスの調整を行う。

（３）介護職員　　５５名（常勤職員３４名、非常勤職員２１名）
　　介護職員は、利用者の日常生活の介護を行う。

（４）看護職員　　　５名（常勤職員　５名）
　看護職員は、利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。
（５）医師　　　　　１名（非常勤職員１名）兼務
　医師は、利用者の健康管理、医療を行う。
（６）機能訓練指導員１名（常勤職員　１名）
　機能訓練指導員は、要介護状態の軽減又は、悪化防止のために機能訓練を行う。
（７）管理栄養士　　１名（常勤職員　１名）
（兼務職員　１名　管理栄養士　併設事業所兼務）
　管理栄養士は、利用者の食事について、献立や指導により適正な栄養摂取ができるよう給食・衛生の管理を行う。
（８）介護支援専門員　　２名
　介護支援専門員は、関連従事者と連携し、入所者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
２　日中については、ユニット毎に常時１人以上の介護職員又は看護職員を、夜間及び深夜については２ユニット毎に常時１人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニット毎に常勤のユニットリーダーを配置することとする。

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は、通年とする。

（利用者の定員）
第６条　本体の介護老人福祉施設ロータス音更の定員 80 名に空床が発生した場合は、利用できるものとする。

（提供するサービスの内容）
第７条　短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービス内容は次のとおりとする。
（１）日常生活上の援助
　ア　排せつの介助
　イ　移動の介助
　ウ　食事の介助
　エ　その他必要な身体の介護
（２）入浴の介護
　ア　入浴の形態
　　①一般浴槽による入浴
　　②特殊浴槽による入浴
（３）栄養管理
　ア　栄養アセスメントの実施
　イ　栄養ケア・マネジメントの実施・評価

（４）機能訓練
（５）送迎
（６）教養娯楽等に係る行事等の実施
（７）利用者、家族、介護者等への指導、助言、相談

（短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成）
第８条　４日間以上利用する場合は、サービスの提供を開始する際に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を充分把握し、個別に生活介護計画を作成する。
２　短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。
３　利用者に対し、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、サービスの管理・評価を行う。

（利用料等）
第９条　指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときは、その１割、２割又は３割の額とする。
２　施設利用料は別表１に定める内容とし、利用者が利用した場合、施設に支払うものとする。
３　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名・押印）を受けることとする。
４　利用者の生活困難者等には、「社会福祉法人手稲ロータス会利用料減免規程」に基づいて利用料の減免を行うものとする。

（滞在費・食費）
第10条　滞在費及び食費は全額自己負担とし、負担の基準は、厚生労働大臣が定める費用の額を基準費用額とする。
２　滞在費及び食費の負担の限度額は、厚生労働大臣が定める額を限度額とする。
３　特定入所者介護（支援）サービス費の対象者は、利用者負担第１段階から第３段階①、第３段階②までの者で市町村が交付する「介護保険負担限度額認定証」により滞在費及び食費を徴収する。
４　第４段階に該当する利用者の滞在費及び食費の負担額は、厚生労働大臣が定める基準費用額とする。
５　滞在費及び食費の自己負担は、介護サービス費と併せて請求書が発行されるので、利用者はこれに基づいて支払うものとする。
６　１日に提供した食事の回数に応じた額が自己負担となる。
７　基準費用額及び限度額の変更は、厚生労働大臣が定める基準の改正に基づくものとする。

（緊急時等における対応方法）
第11条　従業者は、サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡し、指示を仰ぐとともに、家族等に連絡を行う等必要な措置を講ずるものとする。また、管理者にも報告しなければならない。

（身体拘束廃止）
第12条　施設サービスの提供に当たって、利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
２　緊急やむを得ない場合は、本人又は家族に説明し、同意する旨の文書に署名（記名・押印）を受けることとする。実施後は、関連職員等で定期的に会議を開催し、身体拘束解除に努める。
３　緊急やむを得ない場合は、手稲ロータス会の「利用者の事故防止及び身体拘束廃止対策委員会規程」に基づいて行うものとする。

（感染症予防対策）（褥瘡防止対策）
第13条　サービス提供中に施設において感染症若くは食中毒が発生し又は蔓延しないよう、予防又は蔓延の防止のための予防マニュアルを作成し、定期的に研修会を開催する従業者に周知徹底を図り、感染症予防に努めるものとする。又、褥瘡が発生しないよう褥瘡対策マニュアルに基づき適切な介護を行うとともに、定期的に研修会等で確認し、発生防止に努める。

（介護事故対策）
第14条　サービス提供中に転倒等の事故の発生又はその再発を防止するため、事故防止マニュアルを作成し、定期的に研修会を開催する等従業者に周知徹底を図り、介護事故防止に努めるものとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）
第15条　当施設の利用に当たっての留意事項を、以下のとおりとする。
（１）面会・・午前８時から午後８時までとする。
（２）消灯時間・・午後９時とする。
（３）外出・外泊・・事前に所定の用紙に必要事項を記入の上、施設の確認を受けること。
（４）飲酒・喫煙・・飲酒に関しては、施設長の承認を得て他の利用者の迷惑にならない程度とする。また、喫煙は、健康増進法に従い、屋内及び敷地内禁煙とする。
（５）設備・備品の使用・・事前に生活相談員の確認を得ること。また、使用時の破損については速やかに担当職員に連絡すること。
（６）所持品・備品の持込み・・事前に生活相談員の確認を得ること。また、管理に関しては各個人がその責を負うこと。

（７）金銭・貴重品の管理・・自己管理をする場合は、事前に生活相談員に確認を得ること。管理に関しては各個人がその責を負うこと。

（苦情及び相談の対応）

第16条　利用者や家族等から、提供したサービスに関する苦情や日常生活の相談の申出があった場合、生活相談員等が適切に対応する。

２　「社会福祉法人手稲ロータス会苦情処理解決規程」に従い対応するものとする。

（非常災害対策）

第17条　サービスの提供中に災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

２　あらかじめ通報、連携体制等について具体的な対策の計画を作成しておき、従業者に周知を図るとともに、消防署との合同訓練を年２回以上実施する。

（その他運営についての留意事項）

第18条　短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制の充実を図るものとする。

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らしてはならない旨を、従業者との雇用契約の一項とする。

４　利用者に関する情報は、個人情報保護使用同意書に基づき、個人情報の第三者への提供は収集目的の範囲内として、「社会福祉法人手稲ロータス会　個人情報保護規程」を遵守する。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人手稲ロータス会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２０年５月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年８月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年８月１日から施行する。

附　則

この規程は、２０１９年１０月１日から施行する。

附　則

この規程は、２０２１年２月１日から施行する。

附　則

この規程は、２０２１年８月１日から施行する。

別表　１

項　　　　　目	単　位　等	金　　額　　等
テレビ代	１日当たり	５０円
電気代（テレビ）	〃	５０円
電気代（冷蔵庫）	〃	５０円
日用品費（入浴用品代）	〃	１２０円
日用品費（おしぼり代）	〃	３０円
ティータイム材料費	〃	４１円
インフルエンザワクチン	〃	実費
肺炎球菌ワクチン	〃	実費
その他の日常生活費	〃	実費
行事に伴う食事代等	〃	実費